

地域の見守り活動連絡網

資料3

見守り活動団体

① 異変を察知

異変を察知するポイント

- ◆新聞や郵便物が何日もたまっている
- ◆電気が昼、夜ついたままになっている
- ◆何日も洗濯物が干したままになっている
- ◆開封していない通信販売の段ボールがどんどん増えている（消費者被害の疑い） など

② 報告

- 異変を察知後、見守り活動団体内で共有。
把握している対象者の状況等から通報が必要かどうかを判断し、市役所へ通報
- ◆ご近所などに長期不在の連絡が入っているか
 - ◆ひとり暮らしの高齢者か
 - ◆旅行などでの不在ではないか

② 緊急時

- ◆警察、消防へ通報

③ 緊急時

③ 市役所へ通報

宗像警察署
☎36-0110

宗像消防本部
・
消防団
(防災安全課から依頼)

高齢者サービス課
☎43-8190
※休日・平日(早朝・夜間)は警備員室に転送

④ 安否確認

- ◆市と地域包括支援センターで情報共有・訪問
- ◆民生委員・児童委員を通じて確認
- ◆対象者が事前に登録した緊急連絡先に確認

平日8:30~17:00の連絡は
◆地域包括支援センターでも可

地域包括支援センター
☎43-0787